

社会福祉法人百楽の会役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人百楽の会(以下「法人」という。)の役員報酬及び費用弁償等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき、別表1により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

2 交通費は、その実費とする。

(理事の報酬)

第4条 理事会以外の日において、法人業務及び法人が実施する福祉サービスの事業(以下「事業」という。)の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

2 前項に定めるもののほか、理事が理事会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

3 交通費は、その実費とする。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

2 交通費は、その実費とする。

(出張旅費)

第6条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給することができる。

(適用除外)

第7条 事業の職員を兼務する役員は、この規程は適用しない。

(改正)

第8条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表1（第3条関係）

名 称	報 酬	費用弁償
理事会出席報酬等	5,000円	実 費

別表2（第4条及び第5条関係）

名 称	報 酬	費用弁償
理事長業務報酬等	月額 250,000円	職員通勤手当相当
理事業務報酬等	日額 5,000円	実 費
監事監査指導報酬等	日額 5,000円	同上
その他の委員	日額 5,000円 但し、各種審査会委員については 日額 2,000円	同上

別表3（第6条関係）

名 称	報酬1日	旅 費
報酬及び旅費	5,000円	実 費